

工事の変動型「最低制限価格」について

1. 対象案件

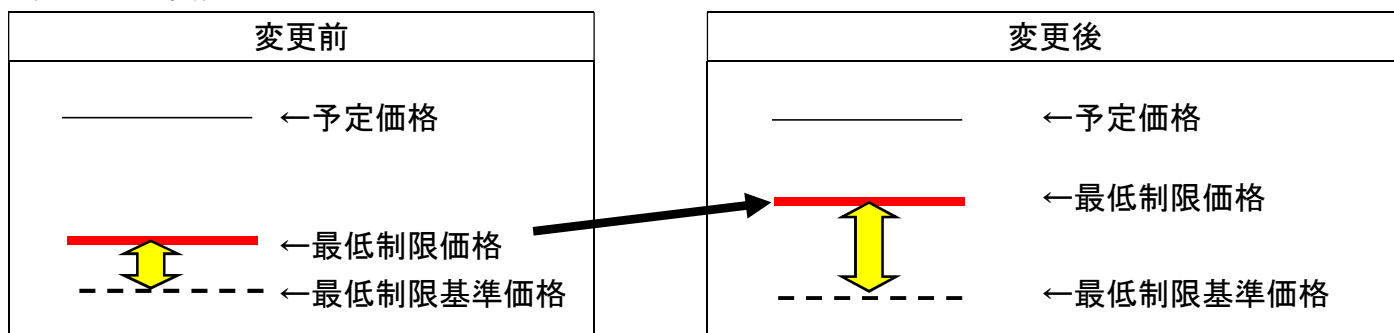
予定価格 5, 000 万円未満（消費税及び地方消費税を除く）の建設工事

※総合評価競争入札の案件を除く

2. 算定方法

変動型最低制限価格		
最低制限基準価格		
① 直接工事費の 97% ② 共通仮設費の 90% ③ 現場管理費の 90% ④ 一般管理費の 68% ①から④までの合計額（税抜）/工事価格×100 =算定対象額の工事価格に占める割合 ※75%以上とする。 （小数点第 5 位まで算出、6 位以下切捨て） 予定価格×算定対象額の工事価格に占める割合 =最低制限基準価格（円未満切捨て）	×	ランダムに発生させた変動係数 1. 00001～1. 00100 （100通り）を乗じた金額 （0. 001%～0. 1%の変動率）

（イメージ図）



〈変動係数の決定について〉

決定場所 今治市役所第 1 別館 8 階入札室

決定方法 開札日当日の一番早い開札時間までに決定

決定した係数は、この日に入札室で執行が行われるすべての対象工事に適用

公表方法 決定後ただちに、契約課掲示板に変動係数決定書を掲示

準備ができ次第、ホームページにて公表

3. 低入札者排除措置について

今治市建設工事低価格入札者排除措置要領に定める低入札回数に含めるのは、最低制限基準価格を下回った場合とします。（該当者には文書にて通知します。）

※最低制限価格を下回る入札を行った者は失格となりますが、最低制限基準価格以上の場合は排除措置の対象にはなりません。電子入札システムにてご確認ください。